

『国土館大学一帯広域避難場所』外周120mの区域内の 建築の制限が変わります

変更の理由

本地域では、『世田谷区役所周辺地区防災街区整備地区計画』や『若林三・四丁目地区防災街区整備地区計画』等により、皆様のご協力のもと、災害に強い市街地の形成を進めてまいりました。しかし、現在の制限のままでは、国土館大学一帯広域避難場所（以下、広域避難場所）は、周辺で大火が起きた場合、輻射熱の影響（広域避難場所が火災の熱でサウナのような状態になってしまう）を受けやすくなっています。

よってこの度、広域避難場所の安全性や広域避難場所周辺の防災性を向上させるため、広域避難場所外周120mの区域内において『特定防災街区整備地区』の指定を行うとともに『防災街区整備地区計画』の変更を行います。

『特定防災街区整備地区』の指定の概要

『特定防災街区整備地区』は、防災機能の確保・強化を目的とした、都市計画で定める地域や地区をいいます。指定されると、建築基準法第67条の2の規定により、建築物を建築する際に以下の制限を受けることとなります。

広域避難場所外周120mの区域内において
世田谷区役所周辺地区
防災街区整備地区計画
と重なる区域(裏面区域図参照)

広域避難場所外周120mの区域内において
若林3・4丁目地区
防災街区整備地区計画
と重なる区域(裏面区域図参照)

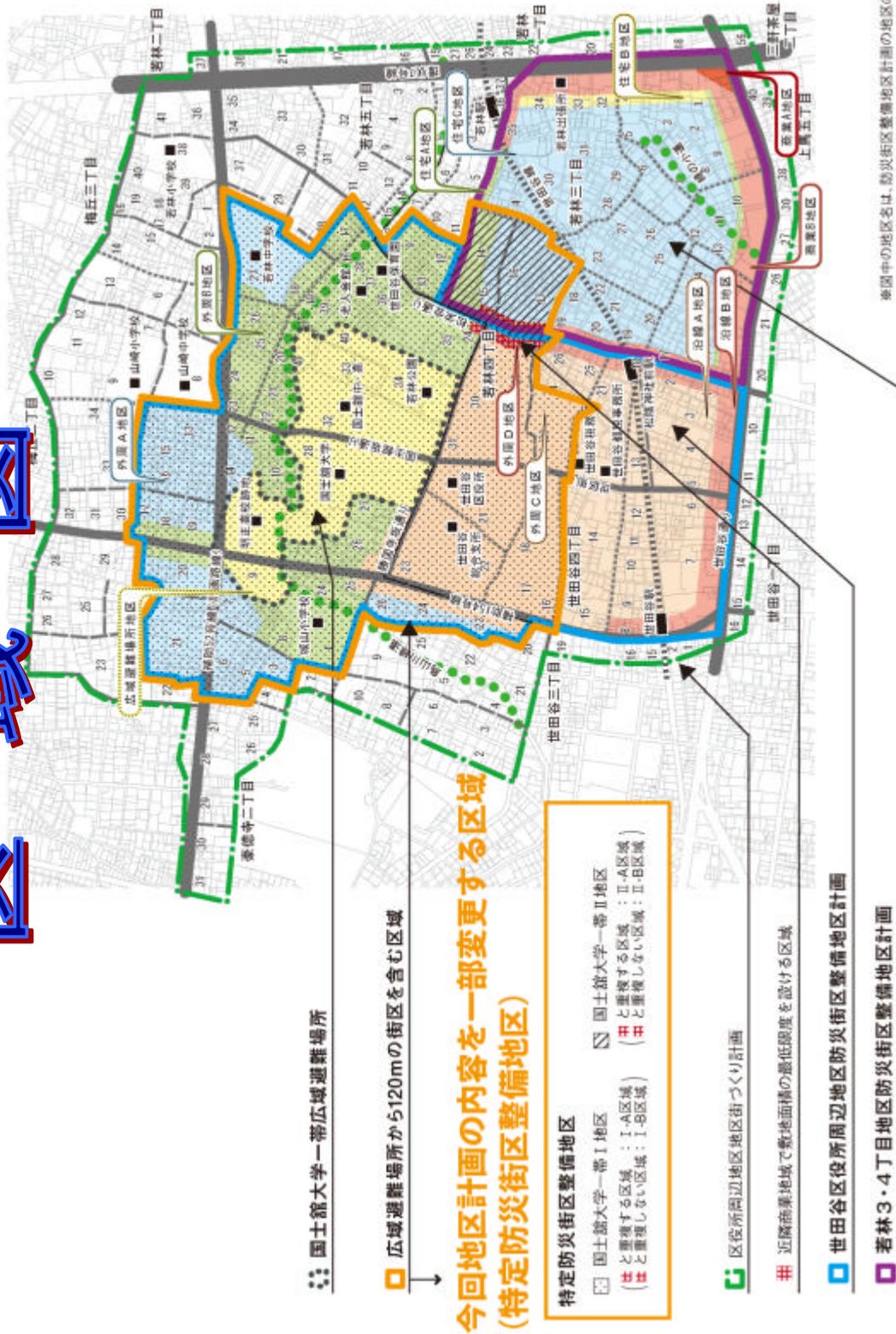
	世田谷区 国土館大学一帯Ⅰ地区	世田谷区 国土館大学一帯Ⅱ地区
建築物の構造	耐火建築物、準耐火建築物	
建築物の敷地面積の最低限度	・近隣商業地域と重なる区域：50㎡ ・その他の区域：70㎡	・近隣商業地域と重なる区域：50㎡ ・その他の区域：100㎡

『防災街区整備地区計画』の変更の概要

広域避難場所外周120mの区域内において・・・

- ・ 近隣商業地域の敷地面積の最低限度が50㎡になります。
(特定防災街区整備地区の制限と合わせます)
- ・ 建築物等の高さの最低限度が5mになります。
- ・ 建築物の構造の制限が耐火建築物、準耐火建築物になります。
(特定防災街区整備地区の制限と合わせます)

区域図



指定及び変更の日（告示日・施行日）

平成20年2月20日（予定）

お問い合わせ先（詳しい内容については下記担当までお問い合わせください）

世田谷区世田谷総合支所街づくり課
電話：03-5432-2871

担当：雨宮、鎌田
FAX：03-5432-3055